

青森県報

第千九百八号

平成十三年八月十五日(水曜日)

目次

告示

- 飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……一
- 土地収用法による事業の認定……………(監理課) ……二
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………(道路課) ……二

公告

- 土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) ……二
- 土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定……………(同) ……三
- 県営土地改良事業計画の決定……………(同) ……三
- 県営土地改良事業計画変更の決定……………(同) ……三
- 小湊港湾隣接地域の変更に係る公聴会の開催……………(港湾空港課) ……三

出先機関

○土地改良事業の工事の完了……………(三) ……四

○漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定……………(三) ……五

(三) 地方農林水産事務所
(三) 漁港事務所

告示

青森県告示第四百七十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第一項の規定により、平成十三年七月十日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第六項の規定により公表する。

平成十三年八月十五日

青森県知事 木村守男

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称 日配プロイラー肥青後期 用配合飼料 アローリッチMD	製造年月	試験結果の概要										備考			
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	粗繊維 %	粗灰分 %	カルシウム %	リン %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	D C P %		T D N %	M E kcal/kg	その他 の水分 %
			13.7	18.2	7.8	2.5	4.3	0.81	0.59	-	-	-	-	-	3,250	11.9	

東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字 海岸24の8	回	左	日配成鶏飼育用配合飼料 LM18	13.7	18.6	6.1	2.4	11.8	3.81	0.54	-	-	-	-	-	-	2,900	11.8
			パワフル肉豚	13.7	15.0	4.1	2.8	3.8	0.56	0.52	-	-	-	-	-	-	-	-
			パワフル子豚M	13.7	16.4	4.5	2.6	3.8	0.54	0.51	-	-	14.3	78.4	-	-	-	13.8
			日配ブロイラー肥育後期 用配合飼料 アースターUD	13.7	18.1	7.3	2.6	4.2	0.79	0.56	-	-	-	-	-	3,250	11.9	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあつては、個別検査項目別に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第四百七十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十三年八月十五日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 起業者の名称
南郷村
- 二 事業の種類
島守発電所保存整備事業
- 三 起業地
 - 1 収用の部分
青森県三戸郡南郷村大字島守字持金沢地内
 - 2 使用の部分
 - 二級河川 新井田川水系 新井田川
 - 右岸 青森県三戸郡南郷村大字島守字持金沢地内
- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
南郷村役場

青森県告示第四百七十四号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十三年八月十五日

青森県知事 木 村 守 男

道路の種類	路線名	区 間
国道	三四〇号	八戸市大字荒町一五から 八戸市大字廿三日町二一の七までの上り線
県道	八戸三沢線	八戸市大字二番町二丁目六の六から 八戸市大字一番町二丁目一の一までの上り線
		八戸市大字二番町二丁目六の六から 八戸市大字一番町二丁目一の一までの下り線
		八戸市大字一番町二丁目一の一までの下り線

公 告

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、青森

北部土地改良区の定款の変更を平成十三年八月七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十三年八月十五日

青森県知事 木 村 守 男

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、蟹田町土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年八月十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

- 1 土地改良事業計画書の写し
- 2 定款の写し

二 縦覧の期間

平成十三年八月十六日から同年九月十二日まで

三 縦覧の場所

蟹田町役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、福館放地区の県営土地改良事業（かんがい排水）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年八月十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十三年八月十六日から同年九月十二日まで

三 縦覧の場所

五所川原市役所

浪岡町役場

常盤村役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、白神地区の県営土地改良事業（一般農道整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年八月十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十三年八月十六日から同年九月十二日まで

三 縦覧の場所

深浦町役場

小湊港港湾隣接地域の変更に係る公聴会の開催

小湊港の港湾隣接地域（浜子地区）の変更に係る公聴会を次のとおり開催するので、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第二項後段の規定により公告する。

平成十三年八月十五日

小湊港港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 木 村 守 男

一 公聴会の期日及び場所

期 日	場 所
平成十三年八月二十日 午後一時	東津軽郡平内町大字小湊字小湊六三三 平内町役場

二 変更後の港湾隣接地域

基点1から方位角二〇度三〇分に引いた線、基点1から基点18までを準次結んだ線、基点18から方位角三二五度三〇分に引いた線及び水際線（基点1から方位角二〇度三〇分に引いた線と水際線との交点から、基点18から方位角三二五度三〇分に引いた線と水際線との交点に至るもの）に囲まれた陸域

三 変更後の港湾隣接地域の陸域の地番

東津軽郡平内町大字清水川字大川向一、二の一、四の二、九の三、一五の三、四の二及び四四の二、同大字字権十郎新田一、三〇の八三、三九の三九、三九の七八から三九の八〇まで、三九の九八、三九の九九、三九の一〇一から三九の一〇六まで及び三九の一〇九から三九の一二二まで、同大字字金附一、五の二、五の三、六の二、六の四、一〇三、一七五、一七七及び一七八並びに同町大字浜子字堀替三二の六、三五の一四、三五の二六、三六の七、一四六、二七三、三六〇、三六一の一、三六一の二、三六一、五三五、五四八及び五六一

四 基点の表示

基点1 川尻四等三角点から方位角一〇九度三〇分、四三九・五メートルの地点東津軽郡平内町大字清水川字大川向一番地内の表示杭（北緯四〇度五五分三八秒、東経一四一度一分二五秒）

基点2 基点1から方位角二八六度三〇分、六〇〇メートルの地点
 基点3 基点2から方位角二九二度五〇分、四〇〇メートルの地点
 基点4 基点3から方位角三一二度三〇分、一〇七メートルの地点
 基点5 基点4から方位角三一二度三〇分、二二三メートルの地点
 基点6 基点5から方位角三二二度、二二〇メートルの地点
 基点7 基点6から方位角三四八度三〇分、六〇メートルの地点
 基点8 基点7から方位角二八八度四〇分、二六九メートルの地点
 基点9 基点8から方位角二六三度、八六メートルの地点
 基点10 基点9から方位角二四九度三〇分、一一メートルの地点
 基点11 基点10から方位角一八九度、一六メートルの地点

- 基点12 基点11から方位角一五八度、二三メートルの地点 12号表示杭
- 基点13 基点12から方位角一七七度、二三メートルの地点 13号表示杭
- 基点14 基点13から方位角二二七度三〇分、一四メートルの地点 14号表示杭
- 基点15 基点14から方位角二四五度三〇分、六四メートルの地点 15号表示杭
- 基点16 基点15から方位角三三六度、七二メートルの地点 16号表示杭
- 基点17 基点16から方位角二四九度三〇分、一九八メートルの地点 17号表示杭
- 基点18 基点17から方位角二六五度、一四八メートルの地点 18号表示杭

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十三年八月十五日

三戸地方農林水産事務所長 由 良 武

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十二年災農地災害復旧事業 六六一一	倉石村	平成三・五・二〇
〃 六六一二	〃	〃
〃 六六一三	〃	一三・七・二
〃 六六一四	〃	一三・六・二
〃 六六一五	〃	一三・五・二〇
十二年災農業用施設災害復旧事業六六一一〇一	〃	一三・六・二

〃	六六一〇二	〃	〃
〃	六六一〇三	〃	一三・五・一〇
〃	六六一〇四	〃	一三・六・二
〃	六六一〇五	〃	一三・五・一〇
〃	六六一〇六	〃	一三・七・二

三八地方漁港事務所告示第一号

漁港法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九条第五項及び同項第二号の規定により、同号に掲げる行為を禁止する区域（以下「禁止区域」という。）及び当該行為を禁止する物件（以下「禁止物件」という。）を次のとおり指定するので、同条第六項の規定により公示する。

平成十三年八月十五日

三八地方漁港事務所長 久保沢 誠 一

一 漁港の名称

三沢漁港

二 禁止区域及び禁止物件

禁 止 区 域	禁 止 物 件
三沢漁港内東防波堤灯台（北緯四〇度四〇分四〇秒、東経一四一度二六分三四秒）から三五三度〇〇分〇〇秒三〇〇メートルの地点を中心とする半径三四〇メートルの円内の区域	船舶 自動車

三 指定の適用期間

平成十三年九月二日（同日に開催予定の花火大会が同月三日から同月四日までの間において順延される場合）は、当該花火大会が開催される日）正午から午後九時まで